

令和元年生駒市教育委員会

第5回定例会 議案

令和元年5月27日

生駒市教育委員会



令和元年生駒市教育委員会(第5回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第4号	令和元年度園児・児童・生徒数について	1
議案第18号	生駒市教育委員会活動点検評価委員の委嘱について	3
議案第19号	令和元年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について	4



報告第4号

令和元年度園児・児童・生徒数について

令和元年度園児・児童・生徒数について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年5月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭



## 議案第 19 号

令和元年生駒市議会第 3 回（6 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和元年 5 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

### 【提出議案】

- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）
- ・ 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について



議案第 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和51年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表図書館整備基金の項中 「

140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
-------------	--------	-------

」

を 

140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
50,000,000	故 木田ツヤ子氏相続人	平成31年

 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び」を削る。

別表第3の1の表備考第2項中「使用料又は」を削り、同表備考第3項中「使用料又は」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者

別表第3の1の表備考第4項中「使用料又は」を削り、同項第1号中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第5項中「使用料及び」を削り、別表第3の2の表備考第2項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」

に改め、同表備考第3項第1号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の3の表中「大人」の次に「(障がい者等を除く。以下同じ。)」を、「小人」の次に「及び障がい者等」を加え、同表備考第7項中「使用料及び」を削り、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項中「使用料又は」を削り、同項第1号を次のように改め、同項を同表備考第6項とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の3の表備考第4項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、「使用料又は」を削り、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者をいう。

別表第3の4の表備考第1項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第2項第1号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の5の表中「小人」の次に「及び障がい者等」を加え、同表備考中第4項を第5項とし、第3項第1号を次のように改め、同項を同表備考第4項とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の5の表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者

保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者をいう。

別表第3の6の表備考第1項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第2項第1号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の7の表を削り、別表第3の8の表を別表第3の7の表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。



議案第 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成26年12月生駒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

